

## 熊取町新たな地場産品創出等支援事業募集要項

### 1 目的

ふるさと納税が地方公共団体が自ら財源を確保する手段として重要な役割を果たす制度であるとともに、「新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産強化等（以下「新たな地場産品の創出等」という。）」が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、本町の地域特性を生かした魅力的な地場産品の創出等の促進を図り、もって地域の活性化、産業振興及び雇用の促進によって住民生活の質の向上に資することを目的とします。

### 2 制度概要

新たな地場産品の創出等に係る事業者提案を募集し、採択された事業に対し、町がふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下（CF）という。）で調達する資金を原資とする補助金を交付します。

「起業や新たな事業をスタートしたい。」「もっと多くの人に商品を知ってもらい、提供していきたい。」「生産力強化のため、新しい設備を導入したい。」そんな方々を積極的に支援するため、事業者提案を次のとおり募集します。

#### 定義

##### 1 地場産品

町内において生産、製造及び加工される製品（町内生産物を町外で加工する場合を含む。）並びに提供されるサービスをいう。

##### 2 採択事業者（補助事業者）

本事業の募集に応募し、採択された事業者（補助金の交付決定を受けた者）をいう。

##### 3 提案事業（補助事業）

本事業の募集に応募し、採択された新たな地場産品の創出等を行う事業をいう。

### 3 提案募集に係る事項

#### （1）企画提案公募参加資格

新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産強化等を行おうとする個人、法人で以下をすべて満たす者。

- ①法人または個人の事業者。
- ②自らが事業の実施主体である者。
- ③町内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者。
- ④提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者又は寄附額が目標額に達しない場合であっても、自らの責において補助事業を行う者。

- ⑤新たな地場製品の創出等を行った地場産品を、町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者。
- ⑥国税及び地方税の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)がない者。
- ⑦暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。

(2) 企画提案書等の配付場所及び提出書類等



①配付場所 熊取町のHPにて配付

②提出書類及び部数

部数	提出期限
正本 1部 副本 2部	随時受付

③提出書類の作成

【提出書類】

- ア 企画提案書【様式1】
- イ 事業計画書【様式2】
- ウ 収支計画書【様式3】
- エ 補助対象経費概算見積書【様式4】
- オ 事業実施体制組織表【様式自由】  
(各構成員の役割分担等が明示されているもの。)
- カ 熊取町長が発行する町税の完納証明書
- キ 税務署が発行する納税証明書その3の2(個人の場合)
- ク 税務署が発行する納税証明書その3の3(法人の場合)
- ケ その他町長が求める資料

提出書類の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

- ア 提出書類は、【提出書類】に記載する書類とします。
- イ 日本工業規格A4用紙を使用します。
- ウ 企画提案書(添付資料を除く)は、10ページ以内で提出してください。
- エ 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- オ 企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

#### ④提出場所

熊取町 〒590-0495 泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

#### ⑤提出方法

提出書類を、「④提出場所」まで持参又は郵送してください。

#### ⑥企画提案に関する留意事項

##### ア 応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、町が補正等を求めた場合は除きます。

##### イ 応募（提出）された書類の取扱い

応募（提出）された書類は、いかなる場合でも返却いたしません。

##### ウ 採択結果の疑義

一切認めません。

##### エ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します。

##### オ 提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。

##### カ 守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、町から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

### （3）提案事業の採択基準

書面審査を実施し、ふるさと納税制度における地場産品基準を満たしていることを軸に、次の基準を総合的に判断して決定します。

①事業の実施が確実であるなど、事業提案内容の熟度が高いこと。

②事業の実施により、地方創生に資することが期待できること。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

※審査の結果、採択しない場合があります。

※審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

#### (4) 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいたすべての応募者に、原則、提案提出後3週間以内に文書で通知します。

#### (5) 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性を害する行為があった場合
- ③企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- ④同一の者が複数事業の申請をした場合
- ⑤その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

#### (6) 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

#### (7) 提案事業の停止・中止または取り消し

町の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取り消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本町はその損害について一切負担しません。

#### (8) その他

企画提案書の審査後、採択された提案内容について、町と詳細協議をしていただきます。協議の結果、CFの実施内容・寄附目標額等について変更が生じることがあります。

#### (9) スケジュール（予定）

- |           |  |
|-----------|--|
| ①提案書類提出   | 随時（6月中旬までの提出を推奨しています。）                           |
| ②提案審査     | 原則提出後20日以内                                       |
| ③提案結果決定通知 | 原則提出後3週間以内                                       |
| ④CF開始     | 提案採択以降、必要なデータ入稿後（CFによる寄附募集期間は、町と採択事業者との協議のうえ決定。） |
| ⑤事業開始※    | 補助金交付決定後   |

※事業の効率的な実施、またはやむを得ない事業がある場合、事業着手届を提出することで、交付決定前に事業に着手することも可能です。

## 2 CF 及び補助に係る事項

### (1) CF 等について

#### ①CF の実施方法等

補助事業について、町が民間のポータルサイトにて CF を実施します。寄附募集期間は、協議の上、決定します。

#### ②CF の目標額の算出

提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額の 2 倍の額とします。

#### ③その他

CF において、補助事業によりつくられた地場産品を寄附者に対する返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品の調達費用は、別途、町が負担します。

### (2) 補助金額・補助限度額

「熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）」の規定により、採択事業者へ補助金を交付します。

①交付する補助金は町が CF により資金調達し、寄附金額の 10分の5 を交付します。

②寄附目標額に達しなかった場合であっても、補助金を交付します。ただし、補助対象経費と補助金の差額分を採択事業者が自己資金によって補完し、必ず事業を実施しなければなりません。

③寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費が補助金の額になります。

④補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

### (3) 補助金の支払等

補助金については、補助金交付要綱に基づき、目標額達成後、または CF 終了後、交付決定を行い、補助金支払については原則、補助事業完了後を予定しています。

実績払いを原則としますが、経済的な事情など事業を達成するため、完了前に補助金を交付する必要があると特に求める場合は、CF 終了後、採択事業者からの補助金交付申請により交付決定を行った後、補助金の全部または一部を概算交付することも可能です。

補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとし

ます。

#### (4) 補助対象事業等

##### ①補助対象事業

新たな地場製品の創出又は既存の地場製品の生産強化等に関する事業。

##### ②補助対象経費

補助対象経費
工場、作業場等の建物取得に係る建設費
建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
新たな地場製品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
建物賃借による増改築費
備品購入費(新たな地場製品の創出等に要するものに限る。)
委託費(新たな地場製品の創出等に要するものに限る。)
その他新たな地場製品の創出等に必要と認める経費

※町内生産物を町外で加工する場合を含む。

##### 備考

人件費、飲食費、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

#### (5) 補助対象者

補助対象者は、補助事業の実施主体である採択事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者又は寄附額が目標額に達しない場合であっても、自らの責において補助事業を行う者。
- ②新たな地場製品の創出等を行った地場産品を、町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者。
- ③町内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、当該補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者。
- ④国税及び地方税の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)がない者。
- ⑤暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。

## (6) 補助に関する留意事項

- ①補助金交付後に補助事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場などは、既に交付した補助金額の全額もしくは一部を返還いただきます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。
- ②補助事業はいかなる事情があっても、事業の開始から5年間は、事業を継続する義務を負います。
- ③補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助事業の実施状況について町長が報告を求めた場合、これに応じる義務があります。
- ④他の補助制度の対象となる事業についても補助対象とします。ただし、他の補助金と併用する場合、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金における補助対象経費は、他の補助金による補助金額を差し引いた額とします。
- ⑤収入として「助成金」、「協賛金」などが計上される事業について、町の補助金が補助対象経費に対して二重交付や過払いとならないよう、町の補助金を調整し交付する場合があります。
- ⑥当該補助事業の遂行中に、補助事業者が町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。
- ⑦当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに町に報告しなければなりません。

### 【補助金の交付申請に係る添付書類】

添付書類
<b>【個人・法人共通】</b>
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 事業実施等誓約書(様式第2号)
(4) 暴力団員非該当等誓約書(様式第3号)
<b>【個人の場合】</b>
(1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3箇月以内のもの)
(2) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合)
(3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)
(4) その他町長が必要と認める書類

**【法人の場合】**

- (1) 履歴事項全部証明書(3箇月以内のもの)
- (2) 定款の写し
- (3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)
- (4) その他町長が必要と認める書類